

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年9月6日

支出負担行為担当官

岡山地方検察庁検事正 花崎政之

第1 競争入札に付する事項

1 件名

令和6年度岡山法務総合庁舎ほか2施設外壁全面打診点検業務委託契約

2 契約内容等

入札説明書、仕様書等による。

3 履行期間

令和7年2月28日まで

4 履行場所

岡山市北区南方一丁目8番1号 岡山法務総合庁舎

岡山県倉敷市幸町3番46号 倉敷法務合同庁舎

岡山市北区岩田町5番13号 岩田町宿舍

5 入札方法

入札金額は、令和6年度岡山法務総合庁舎ほか2施設外壁全面打診点検業務の総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用することができる。

第2 競争参加資格

1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

2 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

3 令和04・05・06年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」

において、A、B、C又はDの等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有している者又は令和05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（業種区分が建築関係建設コンサルタント業務であるもの）の認定を受けており（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、以下の(1)ないし(3)を満たす者であること。

- (1) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (3) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- 4 過去3年以内に外壁全面打診点検業務の受注実績を有していること。
 - 5 入札説明資料交付期間内に同説明資料の交付を受け、同説明資料に基づいて入札参加に必要な書類を提出期限までに提出した者で、かつ、その内容等を踏まえ、本件業務を確実に履行できると当庁支出負担行為担当官が判断した者であること。

第3 契約条項を示す場所及び問合せ先

岡山市北区南方一丁目8番1号 岡山地方検察庁会計課国有財産係

第4 入札説明資料交付場所及び期間等

1 場 所

次に掲げる場所及び電子調達システム

岡山市北区南方一丁目8番1号 岡山地方検察庁会計課国有財産係

ただし、図面については、上記場所において交付のみの取扱いとする。

- 2 入札公告日から令和6年9月20日（金）までの土曜日、日曜日、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

第5 契約書及び仕様書等に関する質疑、入札参加に必要な書類の提出期限

令和6年9月27日（金）午後5時まで

第6 契約書及び仕様書等に関する質疑に対する回答期限

令和6年10月10日（木）午後5時まで

第7 入札書の提出期限及び場所

1 日 時 令和6年10月18日（金）午後5時まで

2 場 所 岡山市北区南方一丁目8番1号

岡山地方検察庁会計課国有財産係又は電子調達システム

第8 開札日時及び場所

1 日 時 令和6年10月21日（月）午後1時30分

2 場 所 岡山市北区南方一丁目8番1号

岡山法務総合庁舎2階会議室及び電子調達システム

第9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

第10 入札の無効

この公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札条件に違反した入札

第11 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成する。

第12 落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

第13 その他

1 電話・ファクシミリ及び電子メールによる入札は認めない。

2 使用言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

3 その他詳細は、入札説明書等による。

以上公告する。